

第26回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：令和元年6月18日（火）

午前10時00分から

場 所：エスポワールいわて 1階小会議室

1 開 会

○高橋文化振興課総括課長 それでは、おそろいでございますので、ただいまから第26回岩手県文化芸術振興審議会を開会いたします。

私は岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長を務めております高橋と申します。議事までの間、便宜進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

本日御出席いただいている委員の皆様方は、委員総数16名のうち14名でございます、定数を満たしておりますので、岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、柴田委員、長坂委員におかれましては御都合により、御欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。

2 挨 拶

○高橋文化振興課総括課長 それでは、開会に当たりまして、菊池文化スポーツ部長から御挨拶を申し上げます。

○菊池文化スポーツ部長 改めまして、皆さんおはようございます。本日は何かと御多用のところ、また朝早くからということでもいろいろ御面倒をおかけしましたが、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

挨拶に入る前でございますが、先般、皆様方報道で御案内のとおりでございますが、県立博物館における文化財への不適切な行為というのが今いろいろと問題になっております。この事案につきましては県として、そしてまた私ども文化振興を進める側の立場になります文化スポーツ部としましても大変遺憾と思っておりますし、何よりも皆様方を初めとする県民の皆さん、そして関係機関、団体等さまざまな方面に多大な御迷惑、御心配をおかけしていると思っております、ここに心よりおわび申し上げます。

現在、教育委員会のほうが文化財行政を担当しておりますけれども、そちらのほうでいろいろ外部有識者を入れた調査チームなどを設置するなどしまして、調査と今後の対応等を検討進めていくこととしております。我々文化芸術振興の側に立っている職員もこの事案を重く受けとめまして、改めて気を引き締めて業務に当たっていきたく思っておりますので、どうぞよろしく願います。

あの震災津波から8年余り経過という現時点でございますが、県ではこれまでも被災地を中心とした芸術文化に触れる機会の提供、さらには被災した郷土芸能等さまざまな地域の資源、民俗芸能の再興を支援するなどしてまいりました。今後におきましても文化芸術の力が極めて復興を進めるに当たって重要であるという認識のもとに関連施策を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在御案内のとおりでございますが、三陸沿岸全域をいわばステージといたしまして、総合的な防災復興イベントを展開しています。三陸防災復興プロジェクト2019を開催しているところでございます。さらには、御案内のとおりラグビーワールドカップが参ります。来年には東京オリパラが開催されるということで、県内はもとよりですが、国内、そして海外からも岩手の地域資源、優れた文化芸術資源に着目されておりまして、非常に注目を受け、いろいろな評価を受けているのですが、こういった関連イベントでも、いわゆる文化プロジェクトという形で引き合いになっております。こうした文化芸術、岩手の誇りがさまざまな形で国内外に発信されていくということで、非常に我々にとってははずばらしい環境ができてきているなと感じているところでございまして、引き続き県民一人一人がその個性と創造性を輝かせる地域づくりへとつなげていきたいと考えておりますので、文化芸術関連施策の推進の中で、こうしたことを実現に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きの御理解と御協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

県では、平成27年3月に文化芸術振興指針を策定しているところでございまして、その指針は今年で5年目、最終年度となる状況に来ております。その間、国もさまざまな動きがございました。また、復興の進展もあります。また、一方では県も新しい総合計画の策定をするなどしてきておりますし、そういう中で橋野鉄鉦山が世界文化遺産登録になったり、最近では吉浜のスネカがユネスコ無形文化遺産に登録されるなどさまざまな本県の文化芸術の環境を取り巻く諸条件が変わってきているということもございまして、今年度は審議会の皆様に指針をいよいよ新しいバージョンに改訂していくに当たってのさまざまな御検討をお願いしたいと思っておりますのでございます。そうしたことで、本日から今年度、指針の改定を中心とした御議論をお願いしたいと思っておりますのでございます。本日を初め今後ますますの活発な御意見、お考え、御所見をお示しいただきながら、新たな本県の文化芸術振興の指針づくりに御協力いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 新任委員紹介

○高橋文化振興課総括課長 続きまして、新任委員の御紹介をさせていただきます。

小田島正明委員の御退任に伴いまして、6月1日から本審議会の委員に就任されました全国高等学校文化連盟会長で岩手県立盛岡第四高等学校校長の五日市健委員でございます。

○五日市健委員 五日市と申します。県の高文連の会長も兼ねております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 岩手県文化芸術振興指針の改訂について諮問

5 報告

(1) いわて県民計画(2019～2028)について

(2) 文化芸術推進基本計画について

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画について

○高橋文化振興課総括課長 それでは、4の説明に入ります前に本日の審議会の進め方につきまして簡単に御説明させていただきたいと存じます。

先ほど資料のナンバーがついているものの前に、第26回岩手県文化芸術振興審議会の説明及び協議等の概要についてという1枚物を皆様のお手元のほうにお配りさせていただいております。

先ほど部長からも御挨拶させていただきましたが、本第26回審議会では岩手県文化芸術振興指針の改訂につきまして御協議をいただきたいと存じます。

御協議に先立ちまして、初めに昨今策定されました県や国の文化芸術振興等に係る計画の概要につきまして事務局から御説明させていただきます。

続いて、指針の改訂についての基本的な考え方などにつきまして御説明させていただきます、委員の皆様方から御質問、御意見を伺いたいと存じます。その後、審議会に対しまして指針の改定に係る基本的方向について諮問させていただくというものでございます。

次第4、説明ということで、(1)から(3)、いわて県民計画、文化芸術推進基本計画、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画につきまして、簡単に概要を事務局から御説明させていただきます。御質問につきましては、(1)から(3)までの

事務局説明の後で一括でお受けさせていただきたいと存じます。

資料の（１）、（２）、文化芸術推進基本計画についてということで、今ごらんになっていただいております資料、（２）の計画についてということでポツのところに平成29年6月に公布・施行された改正文化芸術振興基本法に基づきとさせていただいておりますが、訂正をさせていただきます。公布・施行された「文化芸術基本法」という名称に変わっておりますので、申しわけありません。「改正」と「振興」を取っていただくということで、よろしく願いいたします。恐縮でございます。

続きまして、5の協議の指針の改訂につきまして、事務局から基本的な考え方、トピックス、指針改訂のスケジュールなどについて御説明させていただきまして、その後委員の皆様から御質問、御意見をお伺いするということで進めさせていただきたいと存じます。

また、次第6の諮問につきましては、次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向につきまして、文化スポーツ部長から審議会会長に諮問書を手交させていただきます。

次第の7でございます。その他委員の皆様方から御意見などございましたら御発言をいただくということでお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、以後の進行につきましては佐々木会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 改めまして、おはようございます。それでは、今、部長からもお話ありましたように本日の会議が活発な形で進めていかれるように、どうぞ皆様方の御協力をお願いしたいと思っています。

それでは、初めに今、総括課長からも説明ありましたように説明ということで3件ございます。3件それぞれの担当によって一括して御説明いただいた後、一括して御質問を受けたいと思っていますので、まず事務局よりお願いいたします。

○岩淵文化スポーツ部副部長兼文化スポーツ企画室長 文化スポーツ部副部長をしております岩淵と申します。私から、いわて県民計画（2019～2028）の概要について御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

このいわて県民計画でございますけれども、昨年9月の本審議会におきましてその素案段階における内容について計画を所管する政策地域部から説明を行いまして、皆様から御意見をいただき、その後パブリックコメントや県議会における審議等を経て本年3月に決定したものとなります。また、計画の本体につきましては、現在カラー版による印刷製本

を行っており、来月上旬に完成する予定というふうに聞いております。このため、本日委員の皆様には概要版と関係部分のみを抜粋した資料のみを配付させていただいていることについて、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。なお、印刷製本が終了後、速やかに委員の皆様へ冊子を届けさせていただく予定でございます。

それでは、資料1―1をごらんいただきたいと思います。初めに、計画の構成でございますが、いわて県民計画（2019～2028）につきましては10年間の長期ビジョン、またこれに基づく4年間のアクションプランとして復興推進、政策推進、4圏域ごとの地域振興、さらには行政経営の4つのプランで構成しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。上段、計画の理念でございます。県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を守り育てるための取組を推進していくこと、あらゆる主体がそれぞれ主体性を持ってみんなで行動していくこと、ソーシャル・インクルージョンの観点に立った取組を推進していくことの3点を掲げております。

下段が基本目標になります。基本目標として、「東日本大震災津波の経験に基づき引き続き復興に取り組みながら、お互いの幸福を守り育てる希望郷いわて」を計画の基本目標とし、その考え方といたしまして震災からの復旧・復興の取組の中で、学び、培った経験を生かし、県政全般に広げていくこと、幸福を守り育てるいわてを実現することが、全ての県民が希望を持つことのできる希望郷いわてになることなどを記しております。

次のページでございます。上段が復興推進の基本方向となります。引き続き復興推進が県政の最重要課題であるとの位置づけのもと、従前の復興計画に掲げておりました2つの原則、また目指す姿を踏襲しつつ、参画、交流、連携の3つの視点を重視し、新たに未来のための伝承発信を加えたよりよい復興、4本の柱に基づいた取組を推進していくこととしております。

下段が政策推進の基本方向となります。資料に記載のとおり、幸福に関連する「健康・余暇」から「自然環境」までの8つの分野、これらの分野を下支えする社会基盤と参画の分野を加えた10の政策分野を設定しております。また、それぞれ10の分野の目指す姿と、さらに各分野にいわて幸福関連指標を定めております。なお、いわて幸福関連指標につきましては、この後具体例を示して説明させていただきます。

これら10の政策分野につきましては、これまでの県計画におきましては、例えば医療、福祉、農林水産業あるいは雇用といった分野を設定したところがございますが、今般この10の政策分野の設定が計画の特徴の一つとなっております。この分野の設定の考え方について

て、若干説明させていただきます。

次のページでございます。上段の10の政策分野の設定の考え方でございます。県では、計画策定の検討に先立ち、平成28年に「岩手の幸福に関する指標研究会」を立ち上げまして、先進事例なども参考に、まず私たちが幸福を実感する領域について研究をしております。その結果、幸福の感じ方は当然に人それぞれであります。一番上の左側、「仕事」、「収入」から右側の「自然環境」までの12の領域をカバーすれば多くの方々の幸福の実感に対応できるとまとめていただいております。この研究をもとに関連性の強い分野をまとめるなどして幸福に関連する「健康・余暇」から「自然環境」までの8つの分野、これに下支えをする「社会基盤」と「参画」の分野を加えた10の政策分野を設定したものでございます。

下段になりますが、今般の計画につきましては、基本目標として「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げまして、そのもとに幸福の実感に関連する10の政策分野を設定し、県民一人ひとりの幸福度を向上させていく政策体系として構築されているものでございます。

次のページでございます。今般の計画におきましては、新しい時代を切り拓くプロジェクトとして11のプロジェクトを掲げております。委員の皆様御案内のとおり、現在県が実施するいわゆる予算事業につきましては、4年間のアクションプランに基づき毎年度政策評価システムを活用したスクラップ・アンド・ビルドにより事業実施を行っておりますが、10年後の将来像の実現に向けて、より長期的な視点に立った取組も必要であるとの考え方のもと、この11のプロジェクトを掲げております。ILCプロジェクトを筆頭に、次のページをおめくりいただきまして、下段の9番でございますが、文化・スポーツレガシープロジェクトも掲げております。

次のページでございます。地域振興の展開方向として、上段では4圏域ごとの目指す姿を示すとともに、特に県北・沿岸及び過疎地域等の振興や広域的な連携強化に取り組むこととし、下段では行政経営の基本姿勢として目指す姿と4本の柱を記しております。

次のページでございます。ここからが4年間のアクションプランの概要となります。このページと次のページにつきましては、復興推進プランの概要をまとめておりますが、恐縮ですが、説明を割愛させていただき、その次のページでございます。右下19、20と入ったスライド、政策推進プランの概要でございます。

上段の「健康・余暇」の分野でございます。左側の欄にいわて幸福関連指標として、①

の健康寿命から⑧の生涯学習に取り組んでいる人の割合まで8つの指標を記しております。また、これらの指標を高めていくための政策項目5つを右側に記しております。このうち文化振興に関連するいわて幸福関連指標として、左の欄の⑥でございます。県内の公立文化施設における催事数を掲げ、右の欄の政策項目としてはスポーツも含まれますが、4の幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡大を推進することとしております。

同じページですが、下段に1つ飛んで教育の分野でございます。いわて幸福関連指標の⑧、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合のもと、左側の政策項目の19番、文化芸術・スポーツを担う人材育成を推進していくこととしております。

さらに、下段の居住環境・コミュニティの分野では、左側一番下の⑥、文化・スポーツ施設の入場者数の目標のもと、右側、26番になります、文化芸術・スポーツを生かした地域づくりの推進を進めることとしております。

次のページにまいりまして、関連する分野といたしまして、中段の歴史・文化の分野につきましても幸福関連指標、政策項目と同じような体系でまとめております。

次のページ以降に地域振興プランと行政経営プランの概要がまとめられておりますが、説明は割愛させていただきます。

次に、資料1-2をごらんいただきたいと思います。こちらは、4年間の政策推進プランにおける文化振興に関連する、より具体的な取組などをまとめた部分を抜粋させていただいたものとなります。表紙をお開きいただき、1ページでございます。先ほど御説明いたしました「健康・余暇」の分野における幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡大を進めるための内容をまとめております。

上段で基本方向、下段で現状と課題をまとめ、2ページ以降に具体的な取組方向を示しております。

また、4ページにまいりまして、このページでは、さらにブレイクダウンをした目標数値を左側に掲げまして、右側に4年間の工程表を記しております。以下同様に7ページからが人材育成に関すること、13ページからが地域づくりに関すること、17ページからが歴史・文化の分野の取組を抜粋してまとめたものを配付させていただいております。詳細の説明は割愛させていただきます、私からの説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 では、引き続き次をお願いいたします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 私は、文化芸術担当課長の菅原と申します。よろしく申し上げます。

続きまして、文化芸術推進基本計画について及び障害者による文化芸術推進に関する基本的な計画について一括して御説明いたします。座って御説明いたします。

資料は資料 2-1 から御説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。まず、前段としまして文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要ということでございます。文化芸術振興基本法ですけれども、これにつきましては文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしまして、その方向を示すということ、また総合的に推進するための基本的な法律でございます。

改正の趣旨ですけれども、ここに記載のとおり文化芸術の純粋な振興にとどまらないで、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、そういう関連分野の中にさまざまな文化芸術の施策が含まれている、そういうものを今回の文化芸術基本法の範囲に取り込んでいくということ、2 点目としましては文化芸術により生み出されるさまざまな価値、公共的な価値、さまざまあるのですけれども、経済的な価値だけではなくて社会的な価値や公共的な価値、そういうものにつきまして次世代の文化芸術の継承、発展、創造に生かすということが趣旨でございます。具体的な改正の概要はここに記載のとおりです。

よく言われるところですが、1 点目につきましては今回法律の範囲を広げたということで、法律の題名が文化芸術基本法ということになったということ、あと大きなところで基本理念のほうも範囲を広げたということもありまして、この点線の四角に書いてあるとおり、年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞することができるような環境の整備、そういうことなどを基本理念に入れていったと、追加ということになっております。

もう一つが 3 番です。国につきましては文化芸術推進基本計画をつくるということになったのですけれども、地方公共団体におきましても本県を含めて既に基本方針や計画を定めているところはありますけれども、全国的には少ないということも踏まえて、地方公共団体においても地方文化芸術基本計画を定めるということが努力義務として規定されたところでございます。あと基本的施策の中も幾つか種々ここに記載のとおり拡大しているところがございますが、詳細につきましてはペーパーをごらんください。

続きまして、資料 2-2 をごらんください。文化芸術基本計画（第 1 期）の概要というところでございます。表題としましては、「～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～」ということになっております。そして、この計画の位置付けでございますが、文化芸術基本法の第 7 条に基づく初めての計画ということになっております。2018 年

度から2022年度までの国の文化芸術政策の基本的な方向性を示すというものでございます。あと文化芸術の本質的な価値に加えて社会的、経済的価値を明確化、そういうことが定めております。

続きまして、右下をごらんいただきたいのですが、Ⅱの今後の文化芸術政策の目指すべき姿というところをごらんください。こういう形で目標を4つ定めております。文化芸術の創造・発展・継承と教育、創造的で活力ある社会、心豊かで多様性のある社会、地域の文化芸術を推進するプラットフォームということで、目標を4つ定めておりまして、中長期的な課題としております。例えば目標4の地域の文化芸術を推進するプラットフォームというところでは、全国でそういうプラットフォームが形成されて、多様な人材や団体、諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力ある地域文化コミュニティが形成されていると、そういうことを目標にしているところでございます。

続きまして、2枚目をごらんください。計画では今後の5年間の文化政策の基本的な方向性というのを定めております。戦略を6つ掲げております。戦略の2、3、4については、上のほうにありますけれども、文化芸術の社会的、経済的な価値に対応するものでございます。例えばクールジャパンとか観光庁の訪日プロモーションなどそういう文化に関する関係省庁の政策も含めて振興しようというようなことが記載されております。

下段のほうになりますと文化芸術の創造・発展・継承、多様な高い能力を有する専門的人材の確保・育成、地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成、いわゆる芸術の本質的な価値についても重要な戦略として位置づけると、そういうことで2段構えの方向性ということになっております。これにつきましては、文化庁におきましても、下段のほうにありますけれども、評価指標を設けまして進捗状況をフォローアップしていくと、そういうような内容になっております。

続きまして、資料3-1をごらんください。障害者による文化芸術活動の推進に関する法律イメージというところでございます。これにつきましては、昨年6月13日に法律が公布、施行されております。この法律では第1条に法律の背景、目的が述べられておりまして、文化芸術基本法、あと障害者基本法の基本理念にのっとり障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮、社会参加を促進することを目的とするということになっております。

第3条のほうに基本理念ということが掲げられておりまして、3つ大きなところで4点あるのですけれども、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進していく、あと障がい者

による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化、地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与していくと、そういうようなことが基本理念として掲げられております。

そして、基本的施策ということで、こちらのほうは大きく11点このように掲げられておりました、⑩の情報収集を除きまして、地方公共団体でも国と同様の施策を講ずるというようなつくりになっております。

そして、それらの基本的施策を具体化するために、下のほうになるのですけれども、国においては文部科学大臣、厚生労働大臣が基本計画を定めるということになっております。また、地方公共団体につきましては、国の基本計画を勘案した計画策定の努力義務というところが法によって定められております。

それでは、資料3-2をごらんください。「障害者文化芸術活動推進基本計画」の概要ということです。これも今般、国のほうで定められたものです。計画の位置付けはここに書いてあるとおりでございます。そして、文化活動推進に当たっての意義と課題というところでございますけれども、こちらのほうはこの基本計画においては現在生じている障壁や制限、それによる負担の解消とともに誰もが多様な選択肢を持ち得る社会の構築と文化芸術全般の推進や向上への貢献、我が国に新しい価値を提案するなど、そういうようなことが述べられております。

そして、計画では基本的な方針が定められておりました、こちらは先ほど御説明した法の3つの基本的理念を基本的な視点ということで持ってきております。このような3つの視点を定めております。例えば視点1として、文化芸術活動の幅広い促進ということなのですが、障がいのある方が幼少期から生涯にわたって全国津々浦々で多様な文化芸術活動に参加できる、そういうような環境整備の必要性、そういうことなどが記載されております。

そして、計画のつくりとしまして、政策の方向性ということでございます。こちらが法に定められた11の基本政策に基づいて現状や課題について整理が行われておりました、法に定めていた取り組むべき施策、そういうことが記載されているところでございます。なお、この計画につきましては障害者基本計画や文化芸術推進基本計画を踏まえまして、平成31年度から平成34年度までが計画期間ということで定められているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいま4の説明として掲げています3つ

につきまして、事務局のほうから資料に基づいて説明いただきましたが、今までの説明につきまして委員の皆様の方から質疑が中心になるかと思えますけれども、ございましたらばお願いします。

○佐々木民夫会長 それでは、今の説明、私が言うのも変ですけども、先ほど冒頭、菊池部長からありましたように、多分今の説明は今後この後の協議に入りますためのいわば、この数年にわたる国あるいは県の法律も含めた文化芸術に関する環境の変化といいましょうか、流れについて御説明いただいたのだらうと思っています。

その中でも国の計画につきまして、あるいは障がい者の件について、先ほど説明ありましたように前回の会議の中でも、あるいは県民計画のところでも若干触れさせていただいていますので、委員の皆様にはよく御承知のことかと思えますけれども、それらにつきまして確定して流れている流れにつきまして、ただいま3点に分けて説明があったかと思えます。

多分この後の協議のところではそれらを踏まえて、では実際新しい指針にそれらをどう取り込んでいくのか、あるいはこれだけなのか、そのほかの様子はどうなのかということをお委員の皆様方の意見を受けながら県のほうで土台をつくっていくという流れかと思えます。それはそれとしてただいまの説明の中で不明な点とか、確認しておきたい事項等あるいはこれだけだと、特に県のほうなのか、国のほうでもいいですけども、言っておきたいというのがありましたらば御発言いただきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

障がい者のことが出ましたように、板垣委員いろいろ御活躍ですが、何かこの辺で最後の件で説明ありましたけれども、御意見ございますか、御質問か何か、御指名させていただいてあれですけども。

○板垣崇志委員 せっかくお声がけいただきましたので、1点だけ非常に些細な点なのでですけども、御確認したいところがございまして、資料1—2のほうの9ページの②、文化芸術活動を支える人材の育成という箇所以下段のほうの障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数というところの数値なのでですけども、現状値の41というところで、恐らくこの年度ですと県の社会福祉事業団さんが受託されて、研修などを主催されたかと記憶しているのですが、ほかに振興局さんのほうで独自に企画された研修などもあったように記憶しております。その数値も含めての数値なのか、それは含まれていないのかといったところだけ御確認できればと思えます。

○佐々木民夫会長 いかがですか、9ページのところの左側の現状値で41という数値の根拠というか、何を取り上げているか、もし分かれば今の段階で。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 振興局の会が含まれているかどうかということだと思っておりますが、基本的には含まれていないという理解です。

○板垣崇志委員 承知しました。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

そのほか御質問あるいは御意見等ございましたらばお願いいたします。あるいは質疑等おありかと思っておりますけれども、先ほどお話しいただいたように次のステップというか、次のところでまたいろいろと取り上げられる課題というか、点かと思っておりますので、時間の関係もありますので、先に進ませていただいて、その中でも今後これからどうしようというときに今の説明の中で不明な点等ありましたらば、改めてまた御発言いただければと思っておりますので、4の説明の3点につきましては以上で終わりにして、次に進みたいと思っております。

6 協 議

(1) 岩手県文化芸術振興指針の改訂について

○佐々木民夫会長 それでは、続きまして5の協議でございますが、今日の一番大事なところになるかと思っておりますけれども、岩手県文化芸術振興指針の改訂についてというところで、まず事務局から説明いただきます。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 引き続き、資料4で御説明させていただきます。岩手県文化芸術振興指針の改訂についてでございます。

まず、1番なのですが、指針改訂の基本的な考え方ということでございます。これにつきましては、現行の指針は条例に基づきまして、平成27年3月に平成27年度から平成31年度の5年間を目標期間として策定されたものでございます。本年度は最終年度ということでもありますので、検討が必要であるという内容でございます。改訂に当たりましては岩手県文化芸術振興審議会における議論を始め、市町村、文化芸術団体等の意見交換、パブリックコメントなど通じまして幅広く県民の意見を反映することとして、今年度内に取りまとめを行うということで考えております。

その改訂に当たっての考え方なのですが、視点が基本的に3つございます。1点目は現

指針の取組成果と課題を踏まえた改訂でございます。次回以降お示しできるかと思いますが、現行指針におきましても評価項目というのが31ございました。それについての取組の評価をしまして、そういうことを踏まえた改訂ということになります。

2点目につきましては、ただいま御説明しましたいわて県民計画（2019～2028）、法改正、そういう県や国の動きを踏まえた改訂ということでございます。基本的にはいわて県民計画の長期ビジョンに掲げる将来像を実現するためにアクションプランを踏まえた改訂を行っていくということでございます。

また先ほど御説明したのですが、文化芸術基本法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律におきまして、それぞれ地方でも計画をつくる努力義務ということができましたので、それに位置づけることを念頭とした改訂を行っていきたいということでございます。詳細につきましては、ここの①から③に書いてありますが、法的にも位置づけていきたいということを考えているところでございます。

続きまして、3点目なのですが、2ページをお開きいただきたいのですけれども、いわての文化芸術を取り巻く社会情勢等の変化やトピックス等踏まえた改訂というところでございます。岩手の文化芸術を取り巻く社会情勢の変化、将来の展望、そういうことを踏まえて課題解決に向けた改訂を行っていくという視点が重要かと考えております。その中で、主なものをちょっと簡単にですが、御紹介していきたいと思います。

まず、1点目ですが、人口の減少と少子高齢化の急速な進行ということでございます。御案内のとおり平成12年から自然減と社会減が相まって人口が減少しておりまして、平成30年10月1日時点なのですが、総人口は124万人ということになっております。こうした中、県では岩手県人口ビジョンなどを作成して人口減少に歯どめをかけていくということ掲げておりまして、2040年には100万人程度の人口を確保することを目指しているというところでございます。

2点目ですが、東日本大震災津波からの復興の進展というところでございます。これにつきましては、例えば2017年に開館、グランドオープンは2018年なのですが、釜石市民ホールTETTOなど、被災した文化ホール等の復旧が進んでおります。

次に、毎年行われています中尊寺レクイエムコンサートの出演のために来県するウィーン・フィルメンバー等の方が学校訪問演奏会、そういうことをしまして地域の子供たちと交流機会を設ける、そういうような取組を通じて取組を行ってきたというところでございます。

被災地での文化復興支援の関係では、県の取組としましては文化芸術鑑賞機会の確保に努めておまして、例えば被災地の児童生徒が盛岡の県立美術館の展示とか、そういうのを見るためのバスの借り上げを支援したり、これは文化庁の事業なのですが、芸術家の派遣事業などに取り組んできたところでございます。被災した民俗芸能団体への支援につきましては、民間の支援も並行しながら、県におきましても補助金制度などで支援してきたところでございます。

続きまして、3点目ですが、文化芸術への関心の高まりというところでございます。これにつきましては、大規模な大会を契機とした文化プログラムの充実、記憶にも新しいところですが、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、そういうものに伴う各種文化プログラム、これから続く大規模なイベントに関連した文化プログラム、そういうことがございます。

2点目ですが、文化面におきましても本県ゆかりの作家とか芸術家の活躍が目立ってきているところです。例えば文学におきましては県関係の作家が連続して芥川賞を受賞したり、岩手の音楽家でも、例えば釜石市出身の小井土さんが日本音楽コンクールで1位になるなど、そういうこともございました。高校生も全国文芸コンクール、全日本合唱コンクールで高い賞をいただくなどの活躍があったところでございます。

3点目ですが、昨年、吉浜のスネカを含む来訪神、仮面・仮装の神々がユネスコ無形文化遺産に登録されました。それに続きまして、現在、永井の大念仏剣舞、鬼剣舞、本県の民俗芸能も含んだ風流、そういうところも無形文化遺産の登録に向けた取組が団体レベルで始まっているところでございます。

ここには記載ございませんが、最近、日本遺産でみちのくGOLD浪漫というのが認定になりまして、こちら本県初の日本遺産ということで、陸前高田と平泉が関連しているのですが、そういう動きがあったところでございます。

4点目ですが、世界遺産登録の取組の進展というところでございます。平泉の文化遺産に加えまして、平成27年には橋野鉄鉦山を含む明治日本の産業革命遺産が世界遺産に登録されました。そして、現在は御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を目指す取組が進んでいるところでございます。

続きまして、3ページに入っていたきたいのですが、文化芸術に関する情報発信の強化というところでございます。こちらにつきましては、いわての文化情報大事典を昨年1年間かけてリニューアルをしたところでございます。

ます。

続きまして、2点目なのですが、昨年、フランスで開催されたジャポニズム2018、これに参加しました。日本の代表として民俗芸能団体、鬼剣舞、鹿踊り、神楽、虎舞の皆さんと一緒にパリに行きました。これにつきましては、会場は満席となり、スタンディングオベーションいただいたところです。あわせて「いわてマンガプロジェクト」の展示も実施しまして、フランス語版コミックいわてなどを配布して好評を得たという経緯がございます。

最後、6点目です。文化芸術の鑑賞、参加機会の充実でございます。1点目なのですが、障がい者の芸術につきましては、県としましては平成29年度からアール・ブリュット作品の巡回展に取り組んでいるところでございます。昨年度は会場などを見直しまして、約4,000の方に御来場いただいたところでございます。また、障がい者芸術活動支援センター「かだあると」というものを昨年度設置しました。現在、委託先の岩手県社会福祉事業団さんのほうに事務局、窓口があるのですが、相談の対応、支援者向けのワークショップ、権利保護研修会を実施しているところでございます。

2点目なのですが、「いわてマンガプロジェクト」につきましては、先ほどのジャポニズムでの取組のほか、コミックいわて、いわてマンガ大賞コンテストに取り組んでいるところです。また、先ほど御紹介しました「文学の国いわて」という事業を実施しまして、昨年は若竹千佐子さんをお呼びして講演会を実施して県民の皆様に広く文学のことを知ってもらう機会を設け、岩手ならではの支援をしたところでございます。

続きまして、芸術祭関係なのですが、こちらのほうは県内最大の芸術の祭典である岩手芸術祭に合わせまして、開幕フェスティバルを開催していますほか、地域連携事業としまして、その開幕フェスティバルの地方版のようなものの開催に取り組んできたところです。大船渡、宮古と実績を積み重ねてきているところでございまして、今年は久慈で開催する予定です。また、開幕フェスティバルと同じ日に体験のイベントをしております、さまざまな芸術を身近に体験できるイベントも実施して好評を得ているところでございます。

3点目ですが、文化芸術コーディネーターを県内4カ所に配置いたしまして、ネットワーク会議の開催などを通じて地域の文化活動を支援してきているところでございます。

最後なのですが、人材の育成です、アートマネジメント研修、そういうことを実施して育成を図っているところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。指針の関係の今後の想定スケジュールでございます。ここに記載のとおり、審議会は5回開催することを予定しております。次回は骨子をお示ししまして、一方で市町村、関係団体の意見交換、そういうことを通じまして、3回目には中間案、そしてさらにはパブリックコメント、地域説明会などを経まして、1月には最終案、答申という流れで、今のところ考えているところでございます。長丁場になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今年度の大きな課題であります審議会上に託されました振興指針の改訂についての考え方、それから最後の日程等について今御説明いただきました。

それでは、これから時間を限ってあれですけれども、30分ほどの時間をとりたいと思いますが、ただいま指針の改訂についてという考え方を示されましたが、その前の説明も受けながらも、では実際委員の先生方がどんな形で、それぞれの分野の代表の方もおられますので、どういう方向で考えたらいいかという意見を中心にしながら進めさせていただければと思っております。その前に、もし今の説明でまず聞いておきたいという質問等がありましたら受けたいと思いますが、何か今の説明につきましてございますでしょうか。

では、中嶋委員お願ひいたします。

○中嶋奈津子委員 中嶋と申します。よろしくお願ひいたします。今一連の文化芸術という中で、「民俗芸能」という言葉を随分お出しになっていらっしゃるしやいましたので、そのことについて1つ感じましたこととお伺ひしたいこととお話ししたいと思います。

まず、例えば東日本大震災津波からの復興ということで「民俗芸能」という言葉があったと思います。あるいは吉浜のスネカですとか、国からのタイトルがついたということで、ここでもまた「民俗芸能」という言葉が出てきています。ですが、こういったタイトルがつくところ、あるいは被災地によって脚光を浴びたところの民俗芸能あるいは民俗芸能ばかりではなくて、伝統的な民俗文化というものは非常に脚光を浴びて話題に出やすいのですが、本当に大切なところというのは、それ以外の脚光を浴びない場所でのそういった芸能文化ということに話題が出ないのかなというふうに思いまして、それが気になりました。と申しますのは、仕事柄幾つか触れることがございまして、例えば以前に市町村レベルでの指定を受けている団体さんあるいはそういった民俗文化について各行政に調査をさせていただきたいというふうにお願ひを申し上げましたら、わかりましたというふう

御返事をいただいて、改めてお電話をいただいたときには、「実はもうできなくなっていました」という御連絡をいただいて、驚いたことが何度かございます。ということは、行政の単位でそうやって指定を受けたところですらやれなくなっていたということを把握できていないという状況がございます。これは非常に大事なことで、民俗芸能ばかりではなく、そういった非常に大切な文化というものがもうできなくなってしまったということ有谁がいつ把握するのかというのは、やはり市町村単位でなければできないのではないかなというふうに日ごろ感じています。

そういったことを岩手県のほうで促していただく、あるいはきちんと対策に盛り込んでいただくということがなければどうしても震災に対しての何かとか、そういったことで文化を守るという印象の指針になってしまうのではないかなというふうに感じます。そこについて一言コメントいただければありがたいと思います。

○佐々木民夫会長 では、何か事務局のほうからございますでしょうか。

では、部長お願いします。

○菊池文化スポーツ部長 ありがとうございます。総論といたしましては、私どもも全く同じ危機感を持ってしまして、まさに過疎社会がこのとおり進行しております。担い手もなかなかおぼつかない状況、実態であるということはよくわかっておりまして、実態論としましては市町村が把握してもらっている物すごい数の団体があるのですが、その盛衰と申しますか、そこら辺のところを我々としても可能な限りフォローしているつもりでございます。わかりやすいバロメーターとしましては、民俗芸能団体の、震災とも関係するのですけれども、再建復興のための支援につきましても市町村が再建したい、あるいはもっと盛り上げたいという動きがある団体さんと話し合っ、支援の補助金を出すわけですが、その支援の仕方を相談しながら一つ一つ地元、地元の意思もあるものですから、そういったのとうまく折り合いをつけながら復興支援していこうということで、これは文化振興事業団さんのほうでもいろいろそういう支援策を展開してもらってきていると、いわば復興を契機としたものですが、全県的に被災地のみならずその価値をどう継承し、どう担ってもらおうかというようなことも市町村に考えていただくようにしておりますし、我々は必要な支援策をしていきたい。

先ほど説明の中にありました新しい動きの中で、各振興局ごとに文化芸術振興コーディネーターが中心になって地域の実情を共有し合う場を振興局単位ぐらいで展開していますが、そこをもうちょっと力を入れていくようには、年々力を入れているつもりなのですけれ

ども、そういったことではやっているつもりですが、まだまだ力及ばずで、本当に自戒の念も含めて今御説明申し上げますけれども、もっともっと力を入れたいと思います。

そして、もう一つは地域が本当にどう自分たちの宝を継承していくのか、これは物理的に大変難しい場面もいっぱいあると思いますので、では、周りと連携して何かできるか、そういうこともいろいろ考えてもらっていく時代も来つつあるのかなという認識もあります。そして、そこら辺をちょっと息の長い議論をしていかないと絶やしてはいけませんし、地域の重荷になってもいかんし、何よりもこの価値は喜びであり、誇りを持ってやるものですから、そういう取組になるようにはちょっと息の長い取組になるかなと思いますが、頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。ぜひこの指針のほうにもそういったニュアンスを、趣旨をしっかりと反映していきたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。非常に大事なことかと思えます。いわば岩手県における文化芸術の情報大事典、その情報というのはどこに何があるのか、どこがそれを把握し、どこがどうするのかという点。先ほど県民計画で出たように、主体というものを上から下だけの流れではなくて、下からと横のつながり、いろいろあるのでしょうかけれども、それらを今部長がおっしゃったように今後の指針とか何かの中でどういう形で県民が世界に、あるいは県内に、県外に誇れる文化情報として位置づけていくのかと。どう保存すべきを保存して、どう発信すべきものをしていくのかというところが非常に微妙であり、難しい問題かと思えますけれども、ありがとうございます。

ほかに説明に対しての質問とか受けていますけれども、田口委員お願いいたします。

○田口博子委員 それでは、今の質問に対してそのまま引き続きお話ししたいと思います。

この資料4の次のページ、3ページ目に文化芸術に関する情報発信の強化というところで、県のホームページ、いわての文化情報大事典のリニューアルを実施しておりますが、リニューアルをするということは、何か改善したほうが良いということでリニューアルなさると思うのですが、具体的には今まではどういう感じのホームページであったのか、そして今度リニューアルするとどうなるのか、さっき中嶋委員がおっしゃったようにだんだん廃れていったりしている、そういういろんな伝統文化とかもあるということで、そういうのも発信していくとは思いますが、具体的にはどういうふうな形でリニューアルをなさっていくのか教えてください。

○佐々木民夫会長 それでは、説明手短に、時間の関係もありますので、お願いします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 説明がちょっと足りなくて申し訳ありませんでし

た。ホームページのリニューアルそのものは、昨年度中に作業をしまして、4月から新しいページでオープンしているところです。

それでどういうところが変わったかという話なのですが、大きなところだと、これから国際的イベントを控えましたところを見据えて外国語ページをつくったところでした。英語、中国語、韓国語、そういうところもつくったところです。また双方向型の情報掲載ということで、SNSの活用ということで、まず器をつくったところです。また、見やすいホームページということで、情報にたどり着きやすいインデックスを整理したところでございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。

○田口博子委員 SNSというのは実際にフェイスブックやインスタグラムのようなものを発信していくということですか。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 はい、そのとおりで、今まではフェイスブックもやっていたのですが、ツイッターとインスタグラムのまず器を準備したという段階です。

○佐々木民夫会長 これは私が言うのも変ですがけれども、この審議会で、当初からずっと議題の中でかなり大きな項目で岩手県がつくっている文化情報大事典というのをもう少しきちんとしたらいいのではないかと。きちんとというのは、悪いから直すのではなくて、より多くの人に、できれば県内ではなくて世界の人たちが見れるような形にすべきだろうと。と同時に、先ほどの中嶋委員との関係でもありますけれども、岩手県の中でも、例えば民俗芸能の中でもきちんと上に、表面に出ているのと埋もれてしまっていて、発信力のないところもあったりするから、一体誰が誰によって登録されているのかと。そしてさらには一度登録されたものがちょっと陳腐化になってくるから、その更新を誰がするのかという点。岩手県の文化芸術の情報をどう発信していくのか、どうデータベース化するかというところが大事な点でした。それが今説明があったように改訂されまして、いわば多言語化という形で4つの言語を用い、私も見ていますけれども、非常に見やすくなったと思いますし、項目の開き方とか何かですね、さらには出典というところ、これはどこが、この画像はどこが出典ですよというところが見えるようになっていて、今までだと誰に聞けば良いかわからなくて、海外からとか、国内のほかから見ても誰に聞けばいいのだと私にまで照会があったみたいにしていただいていたのですけれども、その点は大きく改訂されたと思います。

それでは、ほかにもあると思いますけれども、1人1分ぐらいずつ、次回からいろいろ

意見等が出てくると思いますけれども、これから盛り込むべき指針というか、変更するときこんな考え方はどうだろうとか、こういう点はどうだろうということも踏まえて、御意見いただければと思いますので、飯森委員お願いいたします。

○飯森千加委員 先ほどは、お話を聞いていて民俗芸能とかのお話でしたけれども、私の目線でいくと若者の活動なのです。私は、岩手県南アートプロジェクトという20代から40代くらいの間で活動しているのですけれども、私たちは岩手県さんからお話をいただいて立ち上げることができたのですけれども、私たちよりも前に小規模だったりとか、全然名前が表には出ていないけれども、本当に大きいイベント、催し物をやっている団体がたくさんあるのです。もっと大きくしたいけれども、補助金の使い方とか申請の仕方わからないという声が本当に多く聞こえてきて、できればそういう団体さんの支援とかを、例えば文化芸術コーディネーターさんとかも通して、もっと小さい団体さんとかにも目を向けてもらえたら、もっと活動ができるようになるのかなと感じていました。よろしく願いします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

皆さんせかしてあれですけれども、時間の関係でできるだけ全員ということで、板垣委員お願いいたします。

○板垣崇志委員 済みません、1分をちょっと超過するかもしれません。3点ほど感じたことがございます。

1点目は、私の専門分野の障がい者の芸術活動という部分についてなのですけれども、基本法のほうでもうたわれているように、創作、表現したものが社会的に発信されて、共有されていくということが前提になっております。芸術というものが社会共有の文化であり、社会の共有の資源であるというような視点に立っております。これについて、私が日常よく関わっている知的な障がいのある方々の表現に関して見たときに、必ずしもそういった社会に共有するという前提を共有していない、あるいは共有することを望んでいない方というのは少なからずいらっしゃるという実態がございます。

ちょっと危惧しておりますのが、やはり国の方針としてもそういった作者や作品の発掘、評価、発信といったことがスローガンとして掲げられております。私の実際知っている方で作品、これは自分で着るためにつくったパジャマだったのですけれども、これがヨーロッパを巡回する展覧会に出品されました。イギリスですとか、オランダですとか、各国の美術館を回るような、一般的な意味でいったら非常に名誉な巡回展であったのですけ

れども、この作品がヨーロッパを巡回している間、その作者の方がいつまでたっても自分の作品が手元に帰ってこないということで情緒的にちょっと不安定になるということがあり、その巡回展の途中で作品を戻していただいたということもございます。といったように、やはり作者個々の価値観というものを丁寧に酌み上げるという、そういった姿勢がどこかしらに明確に盛り込まれていないと、実はそういった発掘、評価、発信ということを大前提にした取組を本当にそのとおり、文字どおりに進めてしまいますとある種の社会的な暴力とまでいったらもしかしたら大げさかもしれませんが、そういった側面が生じるという懸念がございます。それが1点目です。

もう一点、支援者の育成上の課題として、やはり現場からの声ですね、県の社会福祉事業団さんが数年前に調査をしているかと思えます、県内のかなりの数の事業所さんにアンケート調査を行ってあがってきた課題点として、やはり専門性の現場での不足ということ、あるいは人的資源の不足、資金的な不足といったことが主なものとしてあがっていたかと思えます。こういった課題点にかみ合うような対策を講じていくということが恐らくこういった支援者の育成ということには必要であろうと思えます。資金的な部分で言いますと、県の文化振興基金がございますが、こちらに関しては基本的に年に1回の募集、場合によっては2次募集があるというような状況ですけれども、これについて確実に年度内に複数回の募集があるような形にさせていただくと、助成金自体は非常に申請しやすいものになっていると感じますので、より活用されていくということが期待できるのではないかと思います。

最後に1点、鑑賞や創造へのアクセシビリティに関する部分ですね、これは主に身体の障がいのある方々が法律でも想定されているかと思うのですが、重度重複障害ですとか、重度心身障害と言われるような方々がいらっしゃいます。そういう方々、例えば生まれてすぐの時期から人工呼吸器を装着して、発声、発語も、例えば意思表示といったことも非常に制限された状況で暮らしてこられている方々がいらっしゃいます。得てしてそういう方々は、そもそも意思や思考が果たしてこの人は本当にあるのだろうかということが家族でさえもわからないというような場合もあつたりします。ですが、近年、視線入力という技術が非常に普及してきておりまして、これによって実はこの方は字が読めていたとか、周りが思わなかったようなたくさんの方が認識、理解できていた、さらには視線入力によって絵を描く方が出てきたり、CG動画を作成する方々が出てきたりということが実際に事例としてあります。ですが、この視線入力というのは、実は大阪府では全ての支援学校

に導入されているのですけれども、岩手県ではほぼその導入が進んでいないという実態がございます。これについても教育分野のことではあるのですが、何かしら文化行政のほうから後押ししていくことができないものかといったところを考えたところです。

以上です。済みません、時間長くなりました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

それでは、上田委員。済みません、皆さん、どうぞ時間の関係、御協力お願いいたします。

○上田吹黄委員 今回の県の指針の改訂で重要なのは、今話題になっている、障がい者の文化芸術活動を推進するという項目が大きな領域を占めてきたということで、私も歓迎するところです。先ほどまで、過疎化で地域の文化芸術が消失してしまうという話題もありましたし、障がい者のこの話題が浮上したことで思うことですが、弱者と共生していく社会というものが、地域の中で活性化していけば、地域の再生にもつながるのではないかと感じた部分があります。と申しますのは、岩手県の中ではモデル地域になると思うのが奥中山ですが、カナンの園という施設が開設されてから、町の状況がすごく変わったと思うのです。そこでは、板垣さんも関わっておられますが、障がい者の芸術活動というものが盛んになっていますし、町の人たちと障がい者が、生活の場で身近に触れ合う町になっていて、町全体がとても優しい町になっていて、町が活性化してきたと感じています。障がい者の芸術のための支援が、町の活性化にもつながっていく、優しい町として町が再生していくという気が致します。

カナンの園に先立つようなかたちでモデルになる地域に思われるのが、滋賀県のほうに止揚学園という、福井達雨という方が、岩手県民会館で講演されたときのことを今思い出しているのですが、福祉施設を民で導入して、地域の中で障がい者と共生するような活動をしてきて、そこからも、障がい者がつくった芸術作品が社会にあふれだしているという状況がありました。特に障がい者のすぐれた色彩感覚が織物として生かされ、作品として、個人の芸術作品でもあり、地域を特徴づけるものとしても、地域から発信されて、そういう人たちを地域全体が、弱者を支援するだけでなく、本当に上下が無く共生する社会が実現しているというようなことがあります。

特に岩手県の自然豊かなところに、そういう活動を活発化させていく、障がい者の芸術活動をいろんな形で活発化させていく、あるいは、そういう人たちを受け入れる場面、場所をつくり上げていくことが、岩手に埋もれてマイナーな部分の文化へも優しい眼差しを

向けていくことに、そういう意味でも、相乗効果があるのではないかと思いますので、是非ここに重点的な施策を講じて頂きたいと思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

菅野委員お願いいたします。

○菅野洋樹委員 では、2点をお願いします。

1つは学校、特に若い人たちと県内の文化芸術団体とのつながりをどうつけていくか、双方向いろんなやり方あると思うのですが、一方で子供たちがいろんな成果を上げているときにそれがなかなか文化芸術団体の活発化にもつながっていない、そこでちょっと切れているのかなという気がするので、これをつなげる仕組みが必要かなと思っています。

それから、もう一つはちょっと議論のあるところかもしれませんが、岩手ならではの、少し先端的な取組が必要なのかなという気がしています。例えば岩手の吹奏楽が今まで東北大会くらいしか行けなかったのが北上の上野中が初めて全国の金賞をとった。それはいろんな取組があったわけなのですが、やはり文化の面でも、スポーツの分野で言えばオリンピック、国体への出場とか、そういう誰から見てもある程度やっているねというのがわかるような施策というのも必要なのかなという気もいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

木村委員お願いいたします。

○木村敦子委員 まずは、当初からこの会議の中でずっと言われ続けてきたホームページが改訂されまして、皆様の努力のおかげだなと思っております。ただ、ホームページは生ものですので、これに安心せず日々情報更新をお願いしたいと思いました。

もう一つは、こちらの改訂指針の2番、文化芸術基本法の改正についてというところなのですが、改正により「観光やまちづくり、国際交流などの関連分野における施策との連携」が新たに加えられたということで、これは部課をまたいでいろいろなことを行っていくということで捉えさせていただいていいのでしょうか。岩手国体の時には「文化プログラム」のようなことがあったとは思いますが、もうちょっと細かく、日常的に、先ほどの吹奏楽の話とかいろいろな障がい者の芸術の話とかにも関わってくるのですが、大きなイベントがあるときだけではない、日々どのように連携していくのか、というところが大事だと思いますので、それについての取り組み方を示していただくとうれしいなと思っております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

熊谷委員お願いいたします。

○熊谷常正委員 資料4にあります31の評価項目についての評価と、(3)の社会経済情勢の変化の関係をどのように構築していくかということがちょっと気になります。(3)に指摘されているようなことが現行の指針の中でだけで見ることができるのかということになるとちょっとそれでは追いかけれないところもあるような気がいたします。

この31項目の評価というものも含めて新しい課題というようなものを今後の評価項目の中に位置づけていくというような考え方もしていいのでしょうかということを確認させていただきたいのですが。要するに、新しい課題が出てきた。今の指針の中での評価項目にはうたわれていないと、しかし重要な課題だというのは将来的な今回取りまとめる指針の中で、やはり新しい評価項目としてランクアップさせるというような形でいいのかということですね。

○佐々木民夫会長 じゃ、部長から。

○菊池文化スポーツ部長 済みません、御意見いただいている途中でお答えするのはあれなのですが、いっぱいお答えしたい御発言あったのですけれども、まさに生き物でございます、31項目は今の物差しでございますから、いろんな潜在している課題もありますし、あるいは降って湧くものもある。それについては、もう臨機応変に。

○熊谷常正委員 フレキシブルに。

○菊池文化スポーツ部長 ええ、やっていかないと、誰のための計画、指針になっていくのだという問題に突き当たりますので、そこは御面倒をおかけしますが、審議会の中でもいろいろもんでいただいて、この物差しだけではない、これも必要ではないかという御議論がいっぱい出てくれば我々にとってはむしろありがたい議論になっていくと思います。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 進め方、貴重な提言ありがとうございます。

それでは、五日市委員でしょうか。

○五日市健委員 初めてなので、少しずれたことを申し上げるかもしれません。まず最初に郷土芸能のことについて、本当はたくさんお話ししたいことがあるのですが、1点だけ。私は、去年まで音楽の部会もやっていたりして、岩手大学の教育学部の川口明子先生が何年前かに小中学校で郷土芸能に学校として取り組んでいる団体の取りまとめをしています。前任校の北上翔南高校では鬼剣舞をやっていますけれども、地元との連携がとても大切で学校側の意見を取りまとめると教育活動の中で郷土芸能を継続発展させるために何が

必要かというのは少し出てくるのかなと思います。

多分一般の方が見たときに2つに分けると見やすいのかなと思うことがありました。1つは、芸術文化が余りにも広いので、1つはハード面、つまり文化施設やその利用とか、文化財の保護とか、それから外からアーティストを連れてくるイベントみたいなもののジャンルと、それから実際に岩手県民が芸術文化活動しているということのまず2つに分けるということです。それから文化芸術活動の中身そのものが、さっきから出ていますけれども、伝承文化系のものと新しい創造文化というか、新しいものですね、例えば、高文連の立場でいいますと、全国大会で19のジャンルがあります。伝承芸能もありますけれども、新しい分野がどんどん拡散していて、例えば軽音楽はまだ入っていないのですが、実際はすごく活動が行われていますし、ダンスはスポーツか曖昧で、ストリートダンスから社交ダンスまであります。それからマンガとかイラストはどうか、パトントワリングはあるけれども、チアリーダーがありませんみたいな、非常に新しいほうの文化も多様化していますので、この取りまとめをどうするのかなというのでした。

それから、先ほど菅野委員からもありましたけれども、盛岡の映画はすごい文化ですよ、あるいは演劇も盛んです。アマチュアの演劇なんかいっぱいありますので、こういうものにもポイントを置いてアピールするといいいんじゃないかなということをお話いたしました。ありがとうございました。

○佐々木民夫会長 ちなみにということで、いわての文化情報大事典では4つの分野に分けていまして、皆さん御承知のとおり岩手県の文化、伝承文化、歴史文化、生活文化、それとは別に文化活動の情報という形で区分けしていますけれども、今の御提言というのは先ほどの最初の中嶋委員とか田口委員からあったように、菊池部長が答えたようにどんな形で岩手県の文化芸術というのを捉えていくのかというのは非常に難しいことかと思えますけれども、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、あと時間ちょっと30分になりましたけれども、御協力いただきたいと思いません。

渡辺委員。

○渡辺靖委員 私は県外からの参加なのですけれども、よく文化政策の領域で民俗芸能とか郷土芸能というもの担い手がいなくなってきたり、継承が危ぶまれているということで、どの地域でも、それから日本国内だけではなく海外からもそういう懸念というのは表明されているわけですが、せっかく岩手県の委員をさせていただいているので、実はこう

いう工夫をしてもう一回再生しているというふうな事例を紹介できればいいのですけれども、意外と知らない、私自身の勉強不足もあるかもしれませんけれども、知らないのです。何かそういう懸案となっているようなことに関してのモデル事例を岩手県内から、あるいはほかの県、あるいは国外からも集めて、そしてそれを何かもう少し県民の方たちにも共有して、少し鼓舞していくとか、諦めるには早いのだということで、鼓舞していくような場があればいいなというふうに思っています。例えば岩手県のほうで文化復興サミットみたいな形で毎年9月なら9月に行うと、それは日本はもちろんだけれども、海外からも呼んで、そして岩手県の情報、取組を発信する機会にもなりますし、それから外部の面白い試みを吸収して関心のある県民の方と共有、シェアする機会にもなりますので、そういう海外発信という観点からも有益なのではないかというふうに思います。

それから、もう一点だけ今後パブリックコメント等を求めていくということですが、できればぜひ岩手県の外で活躍されていらっしゃる岩手県出身の方、少し外部の目線を持った方が改めてふるさとを見たときに、実はこんなおもしろいことがあるのに、ちょっと奇抜なアイデアがあるかもしれませんので、どこかの過程の中でそういう方の意見も聞かれるといいのではないかというふうに思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、本村委員お願いします。

○本村健太委員 私は岩手大学のほうで学生たちと日々接して、人材育成みたいなのところに関わっているわけなのですけれども、その点で教育の面ですけれども、小学校、子供たちが夢を持つことができるかと、先ほど項目がありましたけれども、そういった夢を持った子供たちが小、中、高、そして大学という連続的な連携とかも考えつつ、岩手県内で育成していくことができればいいなと思っておりますけれども、そういったアイデアがあるといいなと日々考えております。

アートコーディネーター研修を受けてくれるための人材育成とか、もちろん文化芸術活動そのものを行うことのできる人材育成、そういったものを大学では考えておりますので、ところが秋田とか山形には大学が専門の大学ができておりますので、高校生が卒業した後に流出してしまうということももちろん関東近辺の芸大、美大に行ってしまうと、流れてしまうということも起きておりますので、何とか地元で頑張ってくれる人もいてくれたらなと、もうちょっと引きとめたいという気持ちです。県と連携できればいいなというふうに

思っております。

それから、先ほど岩手ならではの御意見もありましたし、アール・ブリュットのほうではより繊細な取組が必要だと思うのですが、少ない予算で、限りある予算でありとあらゆることをやっていく、ありとあらゆるところに目を向けていくというのは当然なのですが、やはりそこはアイデアといいますか、やり方次第ではより効果的な方法があるのではないかと、何らかのことが考えられたらいいのかなと。障がい者の方々も助かるようになるようにアール・ブリュットの面ではよりもちろん繊細なケアを必要としますが、文化芸術では、よりそこに岩手県では日本のトップクラスになるくらい取組をアール・ブリュットでやっていくことがいいのではないかと、もちろん演劇とか、映画とか、文芸、音楽、もう本当にありとあらゆるものがありますので、大変なのですがけれども、何か一つきらっと光るような、とがったような取組ができればいいのではないかなというふうに期待はしていますけれども、どうなることやらです。よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、中嶋委員改めて。

○中嶋奈津子委員 では、手短に。今お話ありましたが、芸能ばかりではなくて、伝統の継承者の育成と考えるならばやはり学校教育と伝承団体、そして地域の結びつきというのが不可欠と思います。現実これはある場所もない場所もございますので、そういった把握が必要と思います。

あともう一点、先ほどから障がい者に対する芸術活動の推進ということが挙がっていて、そういう発表の場をと、いろんな話題が出ますが、やはり身体機能面ですとか、あるいはメンタルですね、そういったことのフォローというのも必要になると思います。そういった意味で、本当に推進ということであれば、あるいは例えばリハビリテーションですとか、あるいは臨床心理士ですとか、そういったスペシャリストの関わりというものも考えていかなければならないと思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、田口委員お願いいたします。

○田口博子委員 私は、資料1—2のところ、2つ見つけたのですが、7ページのところの①、「岩手芸術祭の新たな分野への拡大を図るとともに、芸術体験イベント」云々というところと、同じように13ページのところにもやはり「岩手芸術祭の参加者や鑑賞者の拡

大」とあるのですが、私は岩手芸術祭にずっと参加しているのですけれども、高齢化が目立っております。あと特定の団体の方がずっと出られていて、なかなか違う団体が出られないのです。あと1つの団体が1つのステージをつくってしまう。例えば先ほどの吹奏楽の話がありましたが、そんなふうにならなような中学校があるのでしたら、ぜひともそういう若い人たちが出られるような、一つの吹奏楽の団体がステージを毎年1つとるのではなくて、合同でやるとか、人数も少なくなってきましたので、そうすると今度は見る人も多くなって来るし、やはり子供が出てくるとおばあちゃんたちも来るしということで、ちょっと固定化し過ぎている。これは盛岡の芸術祭もそうなのですが、なかなか新しい団体がそこに入って演奏会をすることができない。演奏会をするというのは、演奏会にとっては一番の場所なものですから、もうちょっとそこが柔軟に合同でやるとか、若い人を、軽音楽とかいいと思うのです。そういう人たちのステージにするとか、もっと若い人たちが参加できるような芸術祭をぜひここで方向転換、大きく変えていただきたいなというのが私の願いです。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、坂田委員お願いいたします。

○坂田裕一委員 今回の文化芸術振興指針の改訂については、恐らく文化芸術基本法の考え方をきちんと反映させなければいけないと皆さんも思っていると思うのですが、その中で横書きの今後5年間の文化芸術の基本的な方向性というこれがありますよね、国から示された。これに対応してどのように指針をつくるのかというところが今回ちょっと明確にはなっていなかったもので、ここをきちっとしなければいけないのだろうと思います。特に文化芸術基本法が改正された中で、大きな視点というのが2つあると思うのです。それは国際交流であるとか、観光活用であるとかというふうになら文化芸術は多様な価値に及んで生きていくものであるという考え方、つまり文化芸術の担い手だけのものではないという考え方ですね。

それから、もう一つに、これは社会包摂の考え方です。これは、障害者福祉法にも、障がい者の文化活動にも通じることなのですが、恐らく障がい者だけではなくて、社会包摂的な考え方をどれだけ反映させるか、この2点があるのではないかなというふうに思います。

この戦略の中で1、2、3というのは全く新しいことが書かれている。それから、戦略5、6というのがあるのですが、多様で高い能力を有する専門的人材の確保育成、それから地域の連携・協働推進に資するプラットフォームの形成とあるのですが、では県の今ま

での活動からして、これはどういうふうになっているのかということなのですが、恐らく戦略5については、今県のアートマネジメント講習であるとか、県の文化振興事業団さんに委託している文化芸術振興基盤強化事業でしたか、それが該当しますし、戦略6については文化芸術コーディネーターの配置というものが多分恐らく該当すると思うのです。では、それらがどう有機的に、例えば県の文化芸術振興事業団、3年間の限度つきというふうに聞いておりますので、国の助成がですね。では、その後どんな文化芸術振興基盤強化事業を行ったときにどんな方向性が出てくるのか、それとプラットフォームの形成とどうリンクしていくのかというふうな議論。

それから私は一番欠けているところ、大学の先生が3人もいる中で大変申しわけないのですが、岩手県における大学教育の中でアートマネジメントが足りないのではないかとこのことを痛感しております。私も施設を持っていたり、いろんところで活動している中で、岩手県の中から文化芸術に関するマネジメントを持った学生が余り出てきていない、むしろ他県から来ているのです。それが非常に寂しい、ぜひこれは大学との連携も必要ではないかなというふうに戦略5については思います。

それから、資料ナンバー4に書かれているところの2ページの(3)、岩手の文化芸術を取り巻く社会経済情勢等の変化やトピックス等を踏まえた改訂については、1から4はそのとおり、5、6はそのとおりなのですが、足りないものがあるのではないかなというふうに思っています。まず、文化芸術の鑑賞参加機会の充実とあるのですが、文化芸術の振興と発信については、これ記載されてないです。これは大切ではないかなというふうに思います。

それから、トピックスの中で、私は三陸国際芸術祭というものを高く評価するのですが、これは観光活用ということで、高く評価するのですが、これは観光活用ということで国際交流基金とか文化庁から助成いただいて、民間団体が県の沿岸広域振興局とか県北広域振興局と一緒にやっている、あるいは沿岸の市町村と一緒にやっている事業なのですが、ここはもっときちんと書かれたほうがいいのではないかなというふうに思います。文化芸術が何のためにあるのか、恐らく地域づくりとか、コミュニティづくりとか、地域ブランドの振興に寄与しなければいけないというのは法の精神だと思いますし、また文化芸術の担い手をこれからつくっていく上で、単なる好きな人が好きなことをやっているだけでなく、社会貢献しているのだということをしきりと伝えていく、これが自治体も担い手もみんなが考えなければいけないのではないかなというふうに思います。

そういった中で、私たちは地域だけの人材でできるのか、外から人材を呼んで育成をしていかなければいけないのか、その財源はどうしていくのかというふうな問いかけをしていかなければいけない。そういった中で、指針の想定スケジュールの中で、誰がどこでそういった課題を議論していくのかということがここでちょっと明確ではありませんので、私はこういった審議会はとても大切だと思うのですが、より少ない人数できちっと話し合っていく、課題毎に話し合っていくということも必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

では、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤桃子委員 今回の改訂に当たって、文化芸術活動を支える人材の育成という項目について、ちょっとまだまとまっていないようなお話なのですが、ここ最近の岩手県立博物館の報道をお聞きしたり、あるいは私は全国美術館会議の小規模館研究部会という部会に所属しているのですが、全国の小規模な美術館、博物館の状況を見るにつけ、全国的にですけれども、博物館や美術館が開館して大体数十年を迎えるときに当たって、開館当初からの職員の方たちが美術館、博物館に血や肉を通わせてきた世代の職員の皆さんが今引退をし始めているという状況があります。これまで培ってきた世代の人たちの技というか、資料についての知識であるとか、館の運営の知識についてを引き継げるような人材育成ができていないのではないかなというふうな実感があります。

これは人口減少とも関わるでしょうし、今職員の配置がその館独自の採用ではなくて委託運営されていたりとか、さまざまな形での職員雇用の形態の問題もあると思うのですが、文化政策の一端を重要なポジションを担う博物館、美術館という存在がこの次の、運営する側が次の世代にきれいに移っていかないとなかなかいろいろ問題が、あるいは死蔵されていく資料がたくさん出て来るのではないかなというふうに危惧しています。

現在の文化芸術活動を支える人材の育成という項目には一般の方を対象としたりとか、館の職員というポジションの方ではない方たちを育成していこうという姿勢が見られるのですが、各市町村の問題ではなくて、県全体の問題として美術館、博物館、公共施設のスムーズな世代がわりというか、引き継ぎということも項目の中に入れて検討いただけたらなというふうに思いました。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

委員の方々にはもっとたくさんお話ししていただきたかったのですが、時間の関係ではしよらせていただきました。大変済みません。今後またいろんな形で、この中で議論が出てくるかと思しますので、よろしく願いいたします。

最後に私、委員として一言だけ、皆さんから個別で具体的なことがよく出てきたかと思えますけれども、審議会としましては最終的に取りまとめのときにいつも問題になってくるのは県民というか、多くの人に見せるときにどう示すか、示し方というとな変ですけれども、いかにして県の文化芸術の方向性を共有させるか、共有していただくかというのは大事だと思いますので、その方法論ですね、あらかし方の方法論みたいなものを先ほど委員の何人からか出ましたように、やっぱり従来型のものではなくてというか、あるいは国の対応、県の対応だから対応型で、対処型ではなくて、夢があって、文化芸術ですから、こういう方向性になるのだというふうなロマンといたらおかしいですけども、もう少し実りあって、豊かなものにする形でやったほうがいいのかなと。でないとな極めて事務的に、実務的に、ここまで何年でこうやれという数量的、定量的になりそうですけれども、やっぱり文化芸術ですから、その点はやはり皆さんと一緒に考えていければいいのかなと思っています。

それからもう一つ、岩手らしさ、岩手ならではのところで、ひとつ皆さん共有されているように広域な岩手県ですので、4つの広域振興局が今回も出ておられるんですけども、その文化芸術の広さと深さというものを考えたときに大事になってくるのは、世界遺産もそうですけれども、つながりなのかなと。地域の中のつながりといいたいまいしょうか、あるいは今まで文化情報もありましたけれども、ほかの団体等もあったようにネットワークというのが非常につくられていますけれども、地域間の文化芸術のつながりというものをどう考えていくのかということも別な意味での岩手県らしさ、岩手ならではのだろうかと。久慈と県南の一関だと文化芸術も違うけれども、それぞれのいろんなレガシーがあったりするときどうつなげていくのか。平泉の文化遺産というのを沿岸県北とどうつなげていくのか。それはひょっとすれば先ほど国が言ったように観光とか、さまざまな形での波及性といいたいまいしょうか、すそ野の広がりにかかわってくるのだらうと思しますので、その点も考えていければいいのかなと。そういう点で見えていくと見えてくるのがあるのではないだろうかと。やっぱり岩手県の文化芸術のイメージというのを県内だけではなくて、渡辺委員からも、ほかの委員からも出たように県外からも、あるいは世界からもど

う見られているのかというところを皆さんの御協力得ながら取りまとめていけるようになればいいのかなというふうに思っております。

何度も言いますが、皆さんの意見もつとあるのでしょうかけれども、時間の関係ではしよらせていただいて、大変失礼いたしました。

それでは、時間かなり押しておりますので、以上で協議については終わりたいと思います。

では、これからは事務局のほうにお戻しいたします。

○高橋文化振興課総括課長 ありがとうございました。

それでは、これまで議論をいただいたことを踏まえまして、指針改訂の作業を進めてまいります。新たな視点あるいは新たな柱立てあるいは岩手ならではのきらっと光るもの、本当にさまざま御意見いただきまして、こういったものを含めまして次回までに取りまとめていきたいというふうに考えております。

本審議会に対しまして、菊池部長のほうから岩手県文化芸術振興指針の改訂について諮問書を手交させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○菊池文化スポーツ部長 どうぞよろしく願いいたします。

〔諮問書手交〕

○佐々木民夫会長 どうぞよろしく願いいたします。

○高橋文化振興課総括課長 どうぞよろしく願いいたします。

〔諮問書の写し配付〕

○高橋文化振興課総括課長 改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

7 その他

○高橋文化振興課総括課長 それでは、その他ということでございます。事務局からは特段準備しているものはございませんが、委員の皆様方から。

はい、坂田委員お願いします。

○坂田裕一委員 冒頭に菊池部長さんから博物館の問題についてお話があったので、言うかどうか悩んでいたのですが、私も自分の部下に学芸員がいたり、学芸施設で数年館長をやっておりました。とつてもまじめな学芸員というのはたくさんいます。学芸員というのは学芸員であるがゆえにいろんなものをお借りしたり、信じてもらって預けていただくの

です。今回のことが学芸員全体の不信感にならなければいいなあと思います。本当にいい学芸員がいい仕事をするためにどうしたらいいのかという視点もぜひ検討の中で出していただけばなというふうに思います。今回のことあってはいけないことときちんと言った上で、ぜひとも学芸員を守っていただければなと思います。

以上です。

○高橋文化振興課総括課長 御意見ありがとうございました。

ほかに委員の皆様。

どうぞ。

○木村敦子委員 宣伝です。今年の11月に岩手県におきまして伝統的芸能月間国民会議全国大会いわて大会という長いタイトルのイベントがございまして、アピオで開催になるのですけれども、そのプレイベントといたしまして、私どもまちの編集室で岩手銀行さんからお声がけいただきまして、このようなイベントを開催することになりました。

伝統工芸はなかなか幅広いジャンルの中でとても小さな一つのジャンルではあるのですけれども、それこそ後継人ですね、伝統工芸の後継者不足とか、あとは小さな団体、個人で活動を行っている方たちにはなかなか助成金のようなものもなく、パリにも行けずというようなことがいろいろございまして、小さな活動ではありますけれども、まず地元の皆さんに知っていただかないと世界にも出せないであろうということがありまして、岩手銀行赤レンガ館で小さく開催いたしますので、ぜひ足をお運びくださいませということで、宣伝でございます。

○高橋文化振興課総括課長 情報提供ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

○高橋文化振興課総括課長 それでは、委員の皆様方におかれましては長時間にわたる御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

次回の審議会につきましては、本日いただきました御意見を踏まえて骨子案、骨組みのようなものをお示しさせていただけるものと考えてございます。8月下旬を予定しております。日程調整につきましては、また後ほど事務局のほうから伺わせていただきたいと思います。

8 閉 会

○高橋文化振興課総括課長 それでは、本日の審議会はこれもちまして、閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。